

国連の勧告に従い、原発被害者の「健康に生きる権利」の保障を求める意見書

本年5月27日、国連人権理事会において、福島原発事故後の人権状況を調査した国連「健康に対する権利」の特別報告者のアナンド・グローバー氏が、調査内容を報告し、日本政府に対する勧告を公表した。追加被曝量1ミリシーベルト以上の地域での健康調査の実施や、1ミリシーベルトを下回るまでは帰還を強いるべきではないなど、原発被害者の「健康に生きる権利」を具体的に示している。

日本政府が「年20ミリシーベルト」を基準とした避難政策を採用したことにより、多くの被害者が、「自主的避難」の名のもとに、賠償の当てもない避難を強いられた。さまざまな事情から避難したくても避難できずに高い汚染地域での生活を強いられている方々もたくさんいる。三鷹市にも福島県から避難してきている方々、あるいは家族・親族が福島県在住である者も数多くいる。

また、福島県県民健康管理調査に対しては、調査の対象が狭く、内容も不十分で、情報開示にも問題があることを多くの住民、専門家や弁護士が指摘してきた。

さらに、昨年6月に制定された原発事故子ども・被災者支援法の基本方針はいまだ策定されておらず、予算もつかないまま放置されている状態になっている。

これらは国連特別報告者の報告でも指摘されているとおりである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く求めるものである。

記

- 1 国連の勧告に従い、追加被曝線量1ミリシーベルトを下回るまで、帰還が強制されないこと、賠償を継続すること、また、追加被曝線量1ミリシーベルト以上の人々を対象とした健康調査を行うこと。
- 2 原発事故子ども・被災者支援法の基本方針を速やかに策定すること、追加被曝量1ミリシーベルト以上の地域を支援対象に含めること、実施に当たって事故被害者の意見を真摯に聞き、取り入れること。
- 3 原発事故の収束作業員及び除染作業員の長期的な健康管理に関して、被曝量によらず国が責任を持って取り組むこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年6月25日

三鷹市議会議長 伊藤俊明